

東公民館は 東コミセンを中心に活動へ

4月1日から東公民館は、東コミュニティセンター（総合文化会館内）にその機能の中心を移します。

これは勤労者福祉センターへの介護専門学校誘致が決定しことによるもので、当面、東コミュニティセンターに事務室を移し、同施設を中心として舞鶴市東地区中心市街地複合施設（旧マイコム）など東地区の公共施設やほかの公民館を活用しながら公民館事業を進めていきます。

利用場所の変更などでご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

▶詳しくは、東公民館（☎62・1237）へ。

社会教育委員の募集

社会教育分野における市民参画を拡大するため、社会教育委員（若干名）を募集します。任期は2年。

【対象】市内在住の20歳以上で、学校教育・社会教育の関係者など、社会教育に関する取り組みの推進に役立ちたいという意欲がある人

【内容】年5回程度の会議や勉強会、研修会などに出席し、社会教育に対する助言などを行う

【選考方法】市教育委員会で選考

【応募方法】履歴書と「“住んでよし”のまちづくりのために自分ができること」をテーマにした作文（様式自由。800字まで）を、2月21日（金）必着で社会教育課へ郵送か持参。

▶詳しくは、社会教育課（☎66・1073）へ。

市ホームページのバナー広告を募集

【掲載期間】4月～来年3月で希望する月数

【対象】市内に店舗、工場などを有する事業者など

【募集件数】先着12件

【掲載料】1か月5,000円（原則、掲載を希望する月数分を一括納付すること）

【掲載可否の決定】要綱や基準、取扱要領に基づき決定

【申し込み方法】所定の用紙（広報広聴課に備え付け。市ホームページからダウンロード可）に必要事項を記入し、画像データと市税の納税証明書（滞納のない証明）を添えて、掲載希望の1か月前（4月から掲載を希望する場合は2月28日（金））までに同課へ郵送か持参。

▶詳しくは、広報広聴課（☎66・1041）へ。

自動販売機 設置事業者を募集

公共施設に設置する自動販売機設置事業者の一般競争入札を実施します。

【設置期間】4月1日（火）～来年3月31日（火）

【設置場所】総合文化会館など35か所

【種類】清涼飲料水、アイスクリーム、タバコ

【申し込み方法】所定の用紙（管財契約課に備え付け。市ホームページからダウンロード可）に必要書類を添えて郵送か同課窓口へ。2月10日（月）必着。

【候補者の決定】2月12日（水）に落札候補者にファクス、郵送で通知

▶詳しくは、管財契約課（☎66・1045）へ。

まいづるクリーンキャンペーン2014 ポスターデザイン・標語を募集

散乱ごみのないきれいなまちを目指し、市内全域で清掃活動を行う「まいづるクリーンキャンペーン2014」を今年も実施します。これに伴い、啓発活動に使用する「ポスターデザイン」と「散乱ごみ防止啓発標語」を募集します。

【募集内容】いずれも未発表の作品

◆ポスターデザイン…四つ切の画用紙（縦横は自由）にポスターカラー・水彩絵の具・クレヨン、コンピューターなどで描いた作品。「クリーンキャンペーン」などの文字は入れない

◆標語…20字程度。1人1点

【対象】市内在住か在勤・在学の人

【募集期間】4月10日（木）まで

【応募方法】作品（ポスターデザインは裏面）に住所、氏名、年齢、電話番号、児童・生徒は4月以降の学校名と学年、作品に込めた思い（ポスターデザインのみ）を記入し、実行委員会事務局（生活環境課内）へ持参。標語は、郵送、ファクス（66・1015）も可。

▶詳しくは、実行委員会事務局（☎66・1005）へ。

償却資産の申告書の提出を

固定資産税は、土地や家屋のほか償却資産（事業用資産）も課税の対象です。償却資産を所有している方は申告しなければなりません。まだ申告していない方は至急、税務課へ申告してください。

▶詳しくは、税務課（☎66・1027）へ。

舞鶴市都市計画 用途地域の変更

舞鶴国際ふ頭の一部（約3.6㌥）について埋め立て事業が追加整備されたため、市街化区域編入と同時に用途地域を変更。内容は都市計画課で縦覧できます。

▶詳しくは、都市計画課（☎66・1048）へ。

放課後児童クラブの利用申し込み

4月からの放課後児童クラブの利用申し込みを受け付けます。対象や利用の要件などは次のとおり。

【対象】新1年生～3年生

【利用の要件】放課後や土曜日・長期休業期間に共働きなどで保護者が家庭にいない児童

【利用施設（ ）内は定員】

◆児童センターふたば（30人）

◆なかすじ保育園（30人）

◆新舞鶴・三笠・倉梯・倉梯第二・与保呂・志楽・朝来・中舞鶴・明倫・吉原・余内・池内・中筋・福井・高野・岡田小学校区の児童クラブ（各20～25人）
（新舞鶴小学校区は3クラブ、倉梯・志楽・明倫・余内・中筋小学校区は各2クラブを設置）

【利用時間】放課後～18時30分（土曜日や長期休業期間などは8時～18時30分）

【利用料】月額6,000円（兄弟姉妹が同時に利用する場合、2人目から半額）。おやつ代や保険料などが別途必要

【申し込み方法】所定の用紙（各児童クラブ、子ども支援課、西支所保健福祉係に備え付け。市ホームページからダウンロード可）に必要事項を記入し、2月14日（金）までに希望の児童クラブへ提出。同課、同系の窓口でも可

【利用者の決定】多数の場合は、保護者の勤務や児童の状況などを考慮し決定。

▶詳しくは、子ども支援課（☎66・1008）へ。

介護用品の購入券を支給

【対象】市民税非課税世帯で介護保険制度の要介護認定4からに該当する65歳以上の人を在宅で介護している家族（対象者には2月上旬に申請書を送付）

【支給額】介護用品の購入券（20,000円分）を支給

【申し込み方法】2月10日（月）～21日（金）に高齢者支援課へ（昨年8月に支給を受けている人は不要）。

【その他】平成25年4月以降、世帯構成や世帯員の市民税課税状況に変更があった場合は、同課へ連絡をお願いします。

▶詳しくは、高齢者支援課（☎66・1018）へ。

由良川学園の多目的室がリニューアル

加佐地区の加佐地域福祉センター「由良川学園」の多目的室の改修工事が完了。1月4日から利用を開始しました。広さは54.7平方㍎で、卓球やマイパック、公式ワナゲなどの室内競技に最適です。

ぜひご利用ください。

▶詳しくは、由良川学園（☎82・1920）へ。

障害のある人の福祉サービス 重複利用者などの負担を軽減

平成25年3月～26年2月に利用した障害福祉サービスの負担を軽減するため、利用者負担額が所得区分ごとに定めた上限額を超えた分を支給します。

【高額障害福祉サービス費】

◆内容 利用者負担額（月額、高額介護サービスなどにより償還された費用や食・光熱水費などは除く）の合計が国が定める上限額（37,200円）を超えた分

◆対象の世帯

◆障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）や児童福祉法に基づく障害児施設等を利用する人が複数いる
◆障害福祉サービスと補装具または障害福祉サービスと介護保険サービスを併せて利用している人がいる
※障害福祉サービスの負担額が0円の人は対象外

【重複利用者への支給】

◆内容 利用者負担額（月額）の合計が、府・市の定める上限額（下表）を超えた分

◆対象のサービス ◆在宅生活者の障害福祉サービス
◆自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）
◆補装具

【申請方法】印鑑と通帳（振込先の口座番号が確認できるもの）、領収書を持参し、3月14日（金）までに障害福祉課（☎66・1033、FAX62・7957）、西支所保健福祉係（☎77・2253、FAX77・1800）へ。

《重複利用者負担の上限月額》

所得階層区分		上限額（月額）
生活保護世帯		0円
市民税非課税世帯	収入が年間80万円（障害基礎年金2級相当）以下 障害基礎年金1級および特別障害者手当のみ	7,500円
	上記以外	12,300円
市民税課税世帯	市民税所得割16万円未満	18,600円
	市民税所得割16万円以上	37,200円

台風18号の被災者住宅再建を支援 （再建経費の一部を補助します）

【対象】市内の住宅に居住し被害を受けた人で、市内で住宅を建替・購入・補修・賃借し、引き続き居住する人
【対象経費】被災した住宅に代わる住宅の新築・購入・補修費用や賃借にかかる費用、被災した住宅の補修費用など

【補助金額】対象経費の3分の1

【補助金の限度額】下表のとおり

被災区分	再建等の方法		
	新築・購入	補修	賃借
大規模半壊	100万円	60万円	40万円
半壊	150万円	—	—
一部破損・床上浸水	50万円	—	—

【その他】申請と工事完了報告は、同じ年度内に行う必要があります。平成25年度の報告は2月28日（金）まで。

▶詳しくは、建築住宅課（☎66・1050）へ。